

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における 温室効果ガス排出抑制等のための実施計画

平成30年 3月22日
2025年9月22日改正
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に準じ、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を以下のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、機構が行うすべての事務及び事業を対象とする。

2. 対象期間等

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とする。

この目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

4. 個別対策に関する目標

温室効果ガスの2040年度の目標及び2030年度の間目標に向けて、費用対効果や設備導入に係る作業を勘案しながら、各々の目標に照らした個別対策の実施に向けて最大限努める。

1. 機構の使用する車（以下「機構車」という。）に占める電動車の割合

2024年時点で機構では既に100%の電動車を導入しており（ハイブリッド自動車1台、燃料電池自動車2台）、中間目標の達成に向けて、電動車の割合を引き続き維持する。

2. 機構車の燃料使用量

機構車で使用する燃料の量を2013年度比で2030年度までに90%以上削減することに向けて努める。

3. LED照明の導入

既存設備を含めた機構のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることに向けて努める。

4. 用紙の使用量

用紙類の使用量を2013年度比で2030年度までに50%以上削減することに向けて努める。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

電力の調達先は機構が入居しているビル管理会社において決定しているが、賃貸借契約を締結しているビル管理会社と継続的な協議を行い、2030年度までに機構が利用する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力となることを目指す。

5. 措置の内容

1. 建築物の管理等に当たっての取組

(1) 冷暖房の適正な温度管理

機構内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度、暖房の場合は19度）を、引き続き徹底していく。

(2) その他

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、賃貸契約の可能な範囲で率先的導入に努めるものとする。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び環境配慮契約法に基づく環境物品等の調達等を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 自動車の効率的利用

機構車で使用する燃料の量の削減について、以下の措置を講じる。

① 機構車等の効率的利用等

- 1) 機構車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査を必要に応じて行う。
- 2) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機については、すべての機構車に導入済みであり、引き続き積極的に活用していく。
- 3) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

- 4) カーエアコンについては、適切な温度設定にできるよう引き続き周知徹底を行っていく。
- 5) 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

②機構車の台数の見直し

使用実態を精査し、機構車台数の見直しを行い、その削減を実施済みであるが、必要に応じ見直しを行っていく。

(2)エネルギー消費効率の高い機器の導入

①LED照明の導入

既存照明の更新時においても、原則としてLED照明への交換を行う。

②省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買替えを計画的・重点的に進め、買換え及び新規購入に当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。

(3)用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減について、以下の措置を講じる。

- ①情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ②身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのスモール化を図る。
- ③会議等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取組み、配布資料の削減を図る（会議等のペーパーレス化）。
- ④電子決裁を推進する。
- ⑤コピー用紙、事務用箋等の用紙類の年間使用量について、総務部管理課で把握し、管理し、削減を図る。
- ⑥会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ⑦各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ⑧両面印刷・両面コピー・縮小コピー（複数ページを1ページに縮小してコピー）の徹底を図る。
- ⑨使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

(4)再生紙などの再生品や合法木材の活用

①再生紙の使用等

- 1) 購入し、使用するコピー用紙等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- 2) 印刷物については、再生紙を使用する。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

②合法木材、再生品等の活用

- 1) 購入し、使用する文具類、機器類、作業服等の物品について、可能な限り再生材料から作られたものを使用する。
- 2) 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガスの排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を可能な限り使用する。
- 3) 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、可能な限りリサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(5) H F C等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

①H F Cの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- 1) 安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、機構の冷蔵庫及び機構車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、H F Cを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- 2) エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

②フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、関連機器の点検・保守を適切に行う。

(6) その他

①その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- 1) 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- 2) 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- 3) 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

②製品等の長期使用等

- 1) その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- 2) 詰め替え可能な洗剤、文具等を可能な限り使用する。
- 3) 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売するよう事業者呼びかけ、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。既に実施している事業者については、引き続き現行の回収ルートにより再使用を行う。

③エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

機構内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、機種及び設置台数の見直しを通じ省エネルギー化を促すとともに、オゾン層破壊物質及びH F Cを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促す。

機構内の自動販売機（10台）については既に省エネ型機器を導入しているところ、

引き続き、技術の進展に伴うエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を、設置業者へ奨励していく。

④購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

① 機構におけるエネルギー使用量の抑制等

執務室の電気使用量の削減及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量の削減について、以下の措置を講じる。

- 1) O A機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を進めるとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- 2) 機構における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- 3) 夏季における執務室での服装については、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせる適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。
- 4) 冷暖房中においては、ブラインドの使用を徹底する。
- 5) 発熱の大きいO A機器類の配置を工夫する。
- 6) 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- 7) 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の励行を徹底する。
- 8) 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- 9) 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。
- 10) Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、役職員及び来構者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

(2) ごみの分別

① ごみの分別回収を徹底する。

② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

執務室から排出される廃棄物の量（湿重量）及び廃棄物中の可燃ごみの量を、廃棄

物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月18日環境省告示第6号）を踏まえつつ削減に向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを図るために、以下の措置を講じる。

- ①その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ②使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③紙の購入量の抑制を図る。（再掲）
- ④事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ⑤分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。（再掲）
- ⑥不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。（再掲）
- ⑦シュレッダーの使用は秘密文書及び個人情報に記載された文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑧コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑨廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑩物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

（4）機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

機構が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用に努める。

4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

（1）ワークライフバランスの配慮

- ①計画的な定時退勤の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退勤の一層の徹底を図るとともに、原則午後5時以降は、会議を行わない。
- ②有給休暇の計画的消化の一層の徹底や、事務の見直しによる夜間残業の削減を図る。
- ③テレワークの推進を図る。

（2）職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

- ①地球温暖化対策に関する研修への参加を促す。
- ②機構誌、パンフレット、イントラネット等により、再生紙等の名刺への活用、計画

されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

③地球温暖化対策に関するシンポジウム等を開催し、広く情報提供を行う。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

(1) 本計画の推進・評価・点検は、総務部において実施する。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、総務部管理課長が行う。庶務は総務部管理課において行う。

(2) 本計画の点検結果については、毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。

7. 温室効果ガスの排出削減計画

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構温室効果ガス削減計画

表 1：温室効果ガスの総排出量に関する目標

		2013 年度	2024 年度 (参考値)	2030 年度目標	
		(単位)			(13 年度比)
1.	機構車燃料	kg-CO2	15,070	1,733	
2.	施設のエネルギー使用	kg-CO2	314,164	178,136	
	(1) 電気	kg-CO2	314,164	178,136	
	① (電気使用量)	kWh	587,075		
	② (電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.530 (東京電力) 0.522 (関西電力)		
合計 (1. + 2.)			329,234	179,869	164,617 -50%

表 2：個別対策に関する目標

		現状 (2024 年度)	2030 年度目標
		(単位)	
公用車に占める電動車の割合	%	100	100
LED照明の導入割合	%	100	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	4	60